

## 介護事業者向けインフルエンザ等集団感染休業補償保険の販売開始 ～介護事業の安定経営を支援し、地域包括ケアシステムの構築に貢献～

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：二宮 雅也、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、介護事業者を対象とした集団感染発生時の休業補償保険を2015年2月上旬から販売します。

本商品は、店舗休業保険に新たに開発した「食中毒・感染症による休業損失補償追加特約」を付帯したものです。

本商品を通じて、安心・安全・健康に資するサービスを提供することで、介護事業の安定経営を支援し、地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の構築に貢献していきます。

※厚生労働省が構築を推進する、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。

### 1. 販売開始の背景

感染症への抵抗力が弱いとされる高齢者が利用する介護施設においては、施設利用者にインフルエンザ、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が発症した際、症状が重篤化するリスクが高く、感染症発生時の対策は大きな経営課題となっています。また、通所介護事業、短期入所生活介護事業等では、感染拡大防止のため、施設の一時閉鎖、利用者受入の一時停止を行うケースも多く、集団感染の発生が収益喪失に直結し、経営を圧迫する可能性が高くなります。

このような介護事業の経営課題にお応えする保険ニーズの高まりを受け、損保ジャパン日本興亜は、介護事業者専用の感染症による休業リスクを補償する新たな保険を販売することにしました。

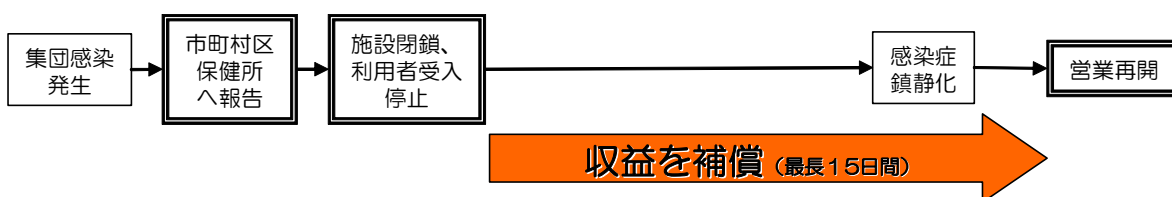
### 2. 商品の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 保険種目 | 店舗休業保険   |
| (2) 販売対象 | 介護事業者  |
| (3) 補償内容 | 通常の店舗休業保険リスク（火災、落雷、風災などによる収益減少）<br>＋食中毒・感染症による休業損失補償特約<br>（結核等の感染症法上の1類～3類感染症、食中毒による収益減少）<br>＋食中毒・感染症による休業損失補償追加特約（ <u>新設</u> ）<br>（インフルエンザ（ <u>新型インフルエンザを除く</u> ）、ノロウイルス等による収益減少） |

### 3. 商品の特長

これまでの保険では補償対象外であった、施設におけるインフルエンザ（新型インフルエンザを除く）、ノロウイルス等による感染性胃腸炎の集団感染発生に伴う収益減少リスクを補償します。

事業休止中の収益を補償することにより、介護事業者が感染拡大防止に向けた対策を着実に実行できるようサポートします。



#### 4. 集団感染事故防止に関する取り組み

本商品の販売開始にあわせ、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜リスク」）が作成した、介護事業者向けのノロウイルス感染拡大防止マニュアルを無償配布し、事故発生の抑制に寄与します。

＜損保ジャパン日本興亜リスク作成「高齢者介護施設における 実践！ノロウイルス対策」概要＞

ノロウイルスへの感染防止対策のほか、施設内で感染者が発生した場合の状況の把握と対応の流れ、おう吐物等の処理、清掃手順などについて、写真や図を使用してわかりやすくまとめた冊子です。

以上